

## 汚染水処理対策委員会

### 第12回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会

#### 議事概要

##### 議事概要：

- 事務局から、第11回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会議事録案を各委員に諮り、定稿。
- 事務局から、資料2「環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方について」について説明。
- 事務局から、資料3-1「社会的影響の抑制対策について」について説明。
- 関谷委員から、資料3-2「漁業と汚染水に関する調査報告」について説明。
- 小山委員から、資料3-3「福島県農業における風評・市場対策と漁業との相違」について説明。
- 東京電力から、参考資料「ALPS 処理水タンクにおける化学物質の分析について」について説明。
- 次回以降の小委員会では、説明・公聴会で得られた論点について、引き続き議論することに。

##### 委員からの主な意見：

《議題（2）環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方について》

- モニタリング等の実施方針②について、運用の際の検出濃度レベルは様々な観点で考える必要があり、目標としている濃度レベルによっては、分析結果を公表するまでに時間がかかる。現場に展開する際には、どの時点で何が確認できればいつ発表できるのか、といった時間軸を整理して、住民に説明しておくことが必要。また、モニタリングの結果のバラツキや、有機結合型トリチウムも考慮する必要があるため、その点も含めて取りまとめをお願いしたい。
- 農産物や水産物のモニタリングと、環境モニタリングを区別して記載したほうがよい。農産物について、全ての農産物を測定することができないなかで、指標植物などの代表的なものを測定する運用もあるので、今後、検討して欲しい。
- 飲料水や環境放出に関する各国の基準に違いがあるが、割り当てている線量が異なるなど、それぞれに根拠がある。こうした点をきちんと解説するべき。また、スクリーニング値やガイダンスレベルの意味についても説明が必要。
- モニタリング等の実施方針③について、第三者による測定や測定を公開することを文言として入れたことが重要。モニタリングをしてから情報発信、説明するだけでなく、その前の段階で納得感を得ていただくこと、どういう人がどういう形でどういう思いで行っているかも含めて、一般の方が想像できるように発信することが重要。

○測定結果の活用について、環境中の濃度が十分に低いことを確認できない場合、速やかに処分を停止することは当然のこと。その時点で検討を始めるのでは遅いので、適切な対応を行うことをしっかり記載してほしい。

○モニタリング等の実施方針③で、第三者による測定とあるが、具体的にはどうするのか。  
→これから具体的に議論することになるが、サブドレンや地下水バイパスでは第三者への外部委託が行われており、こうした事例のイメージを持ちながら検討することになる。

○環境放出する際の放射性物質の管理と記載があるが、本小委員会では環境に放出するために検討をしているわけではないため、それが分かるような表現にして欲しい。

○モニタリングについては、処分方法を決定する前の段階では大まかな議論に留め、処分方法が決定してから詳細な議論を行うべきである。

#### 《議題（３）社会的影響の抑制対策について》

○相双地区の漁業では仲買人の数が大きく減少する等、流通段階の構造的な問題が固定化しており、魚を獲っても流通できない状況が今も起きている。ALPS処理水を処分した時の影響を考える際には、平時における影響ではなく、このような状況を踏まえて検討する必要がある。

○関谷委員のアンケート調査は興味深い。トリチウムに関する情報がほとんど知られていないなかで、どのような対策をとるか、みんなで考えていくことが大事だと強く感じた。その上で、社会的影響を考えるためにこの委員会があるが、資料3-1を見ていて、処分が遅くなると福島のリ建が遅れると感じた。国が、地域の皆さんにモニタリング状況を共有し、福島の方と話し合いながら、納得感と安心感のある状況をつくることが風評被害対策にもなる。

○全体的に福島県内の方が県外よりも色々知っている傾向がみられる。これについて、福島県内ではメディアが多く情報発信を行っていることが影響していると思う。

→報道の量については、福島県内と県外で大きな差がある。知識の差については、様々な調査で得られている一貫した傾向である。因果関係の分析は行っていないがメディアが関係していることには違和感がない。

○風評被害対策について、これまでこの委員会であまり議論されていないが、マスメディアと SNS の役割が重要。マスコミのとらえ方、スタンスが重要。マスメディアは客観中立ということかもしれないが、「メディアがメッセージ」という面もある。

○資料 3-2 のまとめの 3 において、福島県の海産物を購入したくないという人が 4 割程度から 1 割程度に減少とあるが、どのように解釈しているか。

→少し前の 2015 年の流通業者に対するアンケート調査では、福島県の農産物が安全ということを知っているが、4 割が卸したくないと回答している。流通業者のなかには、拒否層を多く見積もっているためなかなか流通しないという意見がある。これが構造化した結果、棚を元に戻そうとするきっかけがなく、常態化している。調査結果が 1 割に変わったからと言って、流通構造は変わらないというのが現状。

○大手の流通業者では（福島県の海産物が棚に）戻っているところもあるが、そうでない業者も多い。仮に海洋放出をすると、必ず市場構造が変わる。急な対応が必要だった事故直後と異なり、いま ALPS 処理水の処分をすとなつた時に、数年先に（処分に対する）対応が必要となることがわかれば、やめてしまう人もいる。処分により流通業者が対応を強いられて市場構造が変わり、それによって生じる被害は風評被害ではないと思う。

○資料 3-1 のタイトルが「社会的影響の抑制対策について」となっており、必ず風評被害が起き、それを押さえつけることが前提の資料となっている。風評被害ではないという人も多くいる状況で、このあたりのスタンスをそろえないと、説明に納得しがたい。

#### 《議題（4）その他》

○東京電力が立ち上げた ALPS 処理水のホームページについて、分かりにくい箇所を意見したところ、迅速に修正されていた。引き続き、社会に分かりやすいように情報を出して欲しい。

→タンクに貯蔵している ALPS 処理水における化学物質の分析についてもホームページに分かりやすく掲載するようにしたい。また、前回の会議でご指摘のあった双方向の情報発信について、FAQ も用意したので、今後充実していきたい。

【参考】第12回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会

日時：平成30年12月28日（金）10：00～12：00

場所：経済産業省本館講堂

議題：

- (1) 第11回議事録（案）の確認
- (2) 環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方について
- (3) 社会的影響の抑制対策について
- (4) その他

出席者：

委員長	山本 一良	名古屋学芸大学副学長（名古屋大学 名誉教授）
委員	大西 有三	京都大学名誉教授、関西大学 客員教授
	開沼 博	立命館大学衣笠総合研究機構准教授
	柿内 秀樹	（公財）環境科学技術研究所環境影響研究部研究員
	小山 良太	福島大学経済経営学類教授
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
	関谷 直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授
	田内 広	茨城大学理学部教授
	高倉 吉久	東北放射線科学センター理事
	辰巳 菊子	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
	森田 貴己	（国研）水産研究・教育機構 中央水産研究所 海洋・生態系研究センター 放射能調査グループ グループ長
	山西 敏彦	（国研）量子科学技術研究開発機構
	山本 徳洋	（国研）日本原子力研究開発機構理事
事業者 オブザー	松本 純一	東京電力ホールディングス（株）福島第一廃炉推進カンパニー廃炉推進室長
	辻 昭弘	外務省軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室長【代理（中澤専門員）】
	登り 俊也	農林水産省大臣官房文書課災害総合対策室長
	廣山 久志	水産庁増殖推進部研究指導課長
	今井 俊博	原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	鴨志田 守	原子力損害賠償・廃炉等支援機構技術グループ審議役
	菅野 崇	福島県危機管理部原子力安全対策課長

廃炉・汚染水対策チーム事務局：

松永チーム事務局長補佐、古賀チーム事務局長補佐、新川チーム事務局長補佐、比良井事務局総括、田中企画官、奥田廃炉・汚染水対策官、生越現地事務所長